

「氷川講の勧め方について知る」解説

1 資料の文書群について

西角井家と西角井家文書について

西角井家：武藏国一宮氷川神社は『延喜式神名帳』では祭神は一座とされ、その後いつの頃からか複数の祭神を祀り、それぞれの祭司により主祭されるようになった。江戸時代初期の社家は男体社の祭司を司る岩井家、女体社の角井家、簗王子社の内倉家、門客人社の金杉家の4社4神主家で構成されていた。そのうち、金杉家は、延宝7年(1679)に紀州鷹場内での殺生を理由に神主職を追放され、その後は3社3神主同格となり、祭司は年番に主祭することが定められた。宝永4年(1707)内倉修理の病死により内倉家が断絶となり、角井采女の叔父角井五兵衛重臣が簗王子社を継いだ。明治になって采女の系統を東角井家、五兵衛の系統を西角井家と称することになった。

西角井家文書：氷川神社の旧神主家である西角井家に伝わった文書群。総点数は11,181点。文書が9,217件、典籍1,053件、諸国朱印状1,048点などである。氷川神社に関する文書、社領支配に関する文書、西角井家に関する文書等充実した神社文書である。諸国朱印状は明治時代の当主忠正氏が収集したものとされる。(点は枝番を含む数字。件は親番号のみでの数字)

2 江戸時代の講

講：宗教・経済・社交上の目的を達成するために組まれた結衆集団。

・本来は、仏典を講義することを意味する用語として生まれ、仏典講究の学問僧による研究集会、仏教儀礼を執行する仏事法会をさした。時代が下るとともに宗教上の目的から信仰を同じくする者が集まって結成した信仰集団をさすようにもなった。さらに、宗教上の目的でなく経済的な機能をもつものもあらわれるようになった。

・江戸時代には、人々の間で除災招福、家内安全、商売繁盛などの現世利益(信仰や修行を通じてこの世で得られる利益)信仰が流行した。あわせて交通が発達し、各地の寺社への参詣や、聖地巡礼が盛んに行われるようになった。そのような背景から寺社参詣を目的とした講が結成されるようになった。

※参考 桜井徳太郎氏による信仰的講集団の分類

(1)田の神・山の神・日待・月待などいわゆる日本民族の原始信仰を母体として結成されているもの

- (2) 氏神を中心にその氏子集団が結成している講(宮座など)
- (3) 村内の観音堂・地蔵堂といったところかまたは講中の家を宿にして信仰的行事を行う講(観音講・地蔵講・子安講など)
- (4) 村外にある他郷の靈社名刹へ参詣するための、いわゆる代参講
(桜井徳太郎『日本民間信仰論 増訂版』168 頁参照。)

・江戸時代に特に発展したのが代参講。伊勢講、大社講、三山講、秋葉講、稻荷講、戸隠講など多様な種類がある。伊勢講は全国的に広がりを見せ、おかげまいりにもつながっていった。富士講、木曾御嶽講なども発展した。関東地方でも近世の代参講の発展は活発で、榛名講、三峯講、大山講、成田講、赤城講などがあった。氷川講もこうした寺社参詣を目的とした講の一つである。

3 氷川講

氷川講：武藏国一宮氷川神社に参拝することを目的とする講

五穀豊穰家内安全等を祈願して太々神楽を奉納する講と、神楽は奉納せず御祓をうけて帰るのみの御祓講があった。多くは太々神楽を奉納したため、太々神楽講、太々講などと呼ばれた。

※氷川神社の神楽

神代舞三座、天津舞二十八座、国津舞三十六座、他一座の七十九座。

これらのうちおよそ三十六座で1日の興行。(一般講中の奉納は小規模とみられる)氷川神社の太々神楽は宝暦の頃から盛んに行われたが、天変地異や神主の社務繁多のため一時衰退、寛政年中に神主の角井監物によって再興された。毎年3月15日に永代太々神楽が行われ、神社の神楽殿で一晩中神楽が舞われ多くの人が参詣した。
(「氷川大宮縁起」『埼玉叢書第三巻』416~423 頁参照)

・参拝の形態としては、講中全員が同時に参拝を行う総参講、講中の中から代参者を立てて参拝する代参講があった。氷川講はほとんどが武藏国内に分布しており、距離の近さから総参りが多かったが、安政頃から大規模な講組織が出現し、代参を行う講も増えてきた。(『大宮市史』第3巻 27 頁~28 頁参照)

参拝時期は春が多く、2、3、4月の農閑期の割合が高い。3月は永代太々神楽の影響か特に例が多い。

・一般的な参拝の流れ：参拝にあたっては、事前に講の世話人や講元が社家に赴き、参拝の日程や人数、神楽料、坊入金などの相談をした。取り決めの後、世話人が講中を連れて神社へ参拝し、宿坊に着く。宿坊では酒肴をなどのもてなしを受けながら太々神楽を見て、宿坊で一泊し、帰郷した。帰る際には万度御祓、木札、御供物、

宮絵図、扇子、風呂敷などをいただいた。

- ・冰川講は冰川神社の社家自身の活動によって結成された。手代あるいは神主自身が村々を回り、五穀豊穣や村中安全などの御札を村の名主を通して配布して、講の結成の契機をつくるとともに、講が結成された後も廻村し太々神楽の奉納を勧めた。講の側は講元、世話人(講頭、帳元などともいう)などといわれる代表者がいた。
⇒信仰だけでなく、神社の経済的な面でも講は重要視された。

・冰川神社では三社家でそれぞれ冰川講の活動が行われていたが、講金収入は三社家で分配していた。三社の間で武藏国内の講の持場の地域分担が決まっていた。

角井監物(西角井)：榛澤郡、高麗郡、葛飾郡、埼玉郡、入間郡、豊島郡、幡羅郡
角井右近(東角井)：多摩郡、荏原郡、大里郡、男衾郡、那賀郡、久良岐郡、横見郡
岩井伊与之介(岩井)：秩父郡、比企郡、児玉郡、賀美郡、都築郡、橘樹郡、新座郡
(『大宮市史』第3巻 43頁参照。)

・冰川講の組織の一つには三人講、十人講というものがあった。

○三人講：三人一組で結成する講。それを小単位として何講かを宿、村ごとにとりまとめ、より大きな講とする。

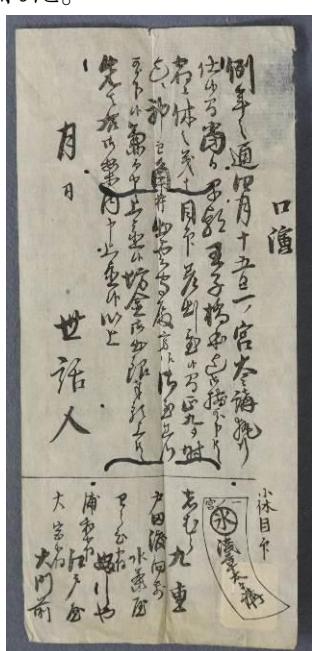
※西角井家文書No.781 「武藏国一宮大々御神楽講中連名帳」の安政2年の例：

三人一組で講をつくり、そのうち年に1人が代参する。加入料金200疋、参詣の際の講金銀10匁。中山道を中心とした各宿場と周辺の村々に結成された。

○十人講：十人一組で結成する講。

※西角井家文書No.231 「大々御神楽講中連名帳」の安政2年の例：

十人一組で講をつくり、1人ずつ代参する。多摩郡、入間郡、高麗郡、比企郡などに結成された。



冰川神社の太々講執行の案内
参拝者の小休場所の目印と場所
について記載されている。

西角井家文書No.1722 「口演(冰川社太々講
参詣道案内)」

4 用語解説（表記のないものは『日本国語大辞典』より引用）

- ・大々神楽(太々神楽)：伊勢講・太々神楽講・太々講と呼ばれる信仰集団の神社参詣による奉納神楽。神楽講の釀金による伊勢の奉納神楽は、江戸時代には諸国の神楽に影響を与え、有名な神社に太々神楽の方式が波及した。（『国史大辞典』）
- ・出役：役目のために出張すること。また、その役人。
- ・給分：江戸時代、下級の役人、中間、小者、また、一般の奉公人に与える給料。
- ・聊：(下に打消のことばを伴って)少しも。ちっとも。
- ・非法：法にはずれていること。法にそむくこと。また、その事柄。
- ・講銭：講の掛け金。
- ・奉畏候：つつしんで承ります。
- ・違変：たがい、そむくこと。そむいて拒むこと。

5 史料の要約

当神社の永代大々神楽講を勧めるために村を回ることについて、今年の丑年から未年まで7年の間、武藏国1国のうち、私たち兩人へ出張を仰せ付けられ、給料のことは細々とした仕事も含め1か月1人につき金1両ずつ、日割勘定をもってくださるはずとのこと、ありがたきしあわせでございます。その上は、村を回る先に少しも法に外れた取り計らいをせず、講銭を集め次第取りたて、帳面と引き合わせ、世話人たちへ渡し、諸事世話人たちと相談して勤め申し上げる旨、仰せ渡され、つつしんで承ります。もし勤め方がお気に入りにならないときは、諸帳面、御道具など御取り上げになっても、拒むことは決して申し上げません。後日のため、御受け一札差し遣わすところは前記のとおりです。

参考文献

- ・『大宮市史 第三巻中 近世編』大宮市役所、1978年。
- ・『大宮市史 第五巻 民俗・文化財編』大宮市役所、1969年。
- ・稻村坦元編『新訂増補 埼玉叢書 第三巻』国書刊行会、1970年。
- ・埼玉県立文書館編『収蔵文書目録第20集 西角井家文書目録』埼玉県立文書館、1985年。
- ・桜井徳太郎『日本民間信仰論 増訂版』弘文堂、1976年。